

公立大学法人兵庫県立大学に係る平成30年度業務実績評価及び 中期目標期間評価実施要領（案）

平成31年 月 日決定
兵庫県公立大学法人評価委員会

1 趣旨

本実施要領は、「公立大学法人兵庫県立大学に係る評価の基本方針」（平成26年3月7日決定）に定めるもののほか、公立大学法人兵庫県立大学（以下「法人」という。）の平成30年度業務実績評価（以下「年度評価」という。）及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）について必要な事項を定める。

2 評価の基本方針

- (1) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価の際は、主として中期目標・中期計画の進捗・達成状況を確認する観点から行い、これを通じて、法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
 - ウ 中期目標・中期計画の達成に支障が生じている場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。

3 評価の方法

評価は、「年度評価」及び「中期目標期間評価」のそれぞれについて、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 年度評価

- ア 「項目別評価」は、平成30年度計画（以下「年度計画」という。）に定めた事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、平成30年度における中期計画の進捗状況を確認する。
- イ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況について総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間評価

- ア 「項目別評価」は、中期計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、中期計画の達成状況を確認する。
- イ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の達成状況について総合的な評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、大項目である「教育研究等の質の向上に関する項目」、「自律的・効率的な管理運営体制の確立に関する項目」の2項目とする。

項目別評価は次の手順により行う。

(1) 法人による自己点検・評価

法人は、平成30年度の業務の実績及び中期目標期間の業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成する。

ア 年度評価

業務実績報告書において、年度計画の小項目（25項目）ごとに以下の4種類により年度評価の実施状況を自己評価し、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

- a：計画を上回って実施している。
- b：計画どおりに実施している。
- c：計画をやや下回っている。
- d：計画を大幅に下回っている。

イ 中期目標期間評価

業務実績報告書において、各年度における業務実績の評価結果を踏まえ、中期計画の小項目(25項目)ごとに4（1）アに掲げる4種類により中期計画の達成状況を自己評価し、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

自己評価にあたっては、未達成又は取り組みが不十分な事項、数値目標の状況、評価委員会からの指摘事項に対する対応状況について記述する。

また、中期目標期間中に実施された認証評価機関からの評価（以下「認証評価」という。）において指摘された事項がある場合は、その対応状況についても記載する。

(2) 評価委員会による業務実績の評価・検証

評価委員会は、「年度評価」及び「中期目標期間評価」のそれぞれについて、法人による自己評価を踏まえ、4（1）アに掲げる4種類により大文字で評価し、業務の実績に関して総合的に検証を行う。

法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

なお、「中期目標期間評価」に係る教育及び研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価を踏まえ、評価を行う。

(3) 評価委員会による大項目ごとの評価

評価委員会は、「年度評価」及び「中期目標期間評価」のそれぞれについて、大項目ごとに小項目評価の結果等をもとに進捗状況の評価を行う。進捗状況は、以下の4種類により示す。

- I：計画を上回って実施している。
- II：計画どおりに実施している。
- III：計画をやや下回っている。
- IV：計画を大幅に下回っている。

5 全体評価の具体的方法

(1) 年度評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価し、評価書を作成する。

(2) 中期目標期間評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期目標達成状況について記述式により評価し、評価書を作成する。

6 評価のスケジュール (案)

6月末まで 法人は業務実績報告書を提出

7月 評価委員会による業務実績報告書の調査・分析、業務実績評価結果(案)の策定
必要に応じ、業務実績評価結果(案)に対する法人の意見申し立て機会を付与

8月中旬 業務実績評価結果を決定し、知事に報告

9月 知事は業務実績評価結果を県議会に報告

7 その他

本実施要領の施行に伴い、平成30年度業務実績評価については、公立大学法人兵庫県立大学に係る年度評価実施要領(平成26年3月7日決定)は適用しない。